

平成30年11月16日

指定障害福祉サービス事業者の指定の取消しについて

東大阪市は、下記の事業者について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」とする。）に基づく指定を取消しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 株式会社プリモパッソ
- (2) 代表者名 代表取締役 森本 真美
- (3) 所在地 大阪府東大阪市御厨南三丁目2番31号

2 対象事業所

- (1) 事業所名 障がい就労支援パッソ
- (2) 所在地 大阪府東大阪市御厨南三丁目2番31号
- (3) 事業種別 就労継続支援A型、就労移行支援
- (4) 指定年月日 就労継続支援A型：平成27年6月1日
就労移行支援：平成28年1月1日

3 指定の取消年月日

平成30年11月30日

4 処分の理由

【指定就労継続支援A型】

【指定就労移行支援】

法人代表者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者等の指定の欠格事由に該当するに至ったため。（法第50条第1項第1号）

5 欠格事由該当者

森本 真美（株式会社プリモパsson 代表取締役）

林 美晶（障がい就労支援パsson 管理者）

なお、今回の指定取消しによる返還金は生じません。

東大阪市 福祉部 障害者支援室

障害福祉事業者課

TEL : 06 - 4309 - 3187

FAX : 06 - 4309 - 3813